

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成22年1月6日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

みやぎ生活協同組合 専務理事 宮本 弘

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

みやぎ生活協同組合塩釜栄町店
塩竈市栄町62-1 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

みやぎ生活協同組合 専務理事 宮本 弘
仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2

4 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) みやぎ生活協同組合 専務理事 荻原 多加資
仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2

(変更後) みやぎ生活協同組合 専務理事 宮本 弘
仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) みやぎ生活協同組合 専務理事 荻原 多加資
仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2
株式会社ツルハ 代表取締役社長 鶴羽 樹
北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1-21
有限会社花久生花店 代表取締役 佐藤 貴久
塩竈市北浜一丁目11番31号

(変更後) みやぎ生活協同組合 専務理事 宮本 弘
仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2
株式会社ツルハ 代表取締役社長 鶴羽 樹
北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1-21

有限会社花久生花店 代表取締役 佐藤 貴久
塩竈市北浜一丁目11番31号
有限会社ファリーヌ 代表取締役 高橋 清和
仙台市宮城野区大槻7-10

- 5 変更の年月日
4 (1)及び4 (2)のうちみやぎ生活協同組合については平成20年6月21日
4 (2)のうち有限会社ファリーヌについては平成20年5月15日
- 6 届出年月日
平成21年12月10日
- 7 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課, 宮城県県政情報センター及び塩竈市役所
- 8 縦覧期間
平成22年1月6日から平成22年5月6日まで(ただし, 閉庁日を除く。)
- 9 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工経営支援課
- 10 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」
(経済産業省告示第16号)及び意見書様式を参考のこと。